

国民年金の強制徴収拡大

3/30 所得300万円から

厚労省

厚生労働省は29日、自営業者らが加入する国民年金の保険料を強制徴収する基準を2017年度に引き下げると発表した。今の年間所得350万円から300万円へ改める。保険料を督促する文書や戸別訪問でも支払いに応じない場合、財産を差し押さえるのが強制徴収。国民年金の納付率は6割程度と低迷しており、強制徴収を広げ納付

年金の徴収強化・適用拡大策

国民年金
強制徴収の基準を所得350万円から300万円に下げ

厚生年金

- ・事業許可の申請時に加入の有無確認、飲食や理容でも。他業種にも拡大検討
- ・未加入が多い業界に制度の周知、加入要請
- ・未加入の従業員が多い事業所から優先指導
- ・国民健康保険の窓口で厚生年金など社会保険のリーフレット設置

率を底上げする狙い。29日の社会保障審議会(厚生労働相の諮問機関)で基準変更を提示し、了解を得た。今の強

制徴収の基準は「年間所得350万円以上」で未納月数は「7カ月以上」。来年度からは「300万円以上」に変わ

り、従来は強制徴収を免れてきた層が対象に含まれることになる。強制徴収の基準は15年度まで所得400万円以上だったが、16年度に350万円に変えたばか

り。2年続けて強制徴収の対象が広がる。厚労省は悪質な保険料逃れを見通さない姿勢を強め、毎年の保険料上昇で国民にくすぶる年金への不満を和らげたい考

えた。厚労省は同日、厚生年金に加入していない企業への加入促進策も公表した。自治体に新規の事業許可を申請する際、厚生年金加入の有無を確認

し、未加入なら厚労省に通報する仕組みを拡充。対象業種に飲食や理容などを7月に加える。今後は厚労省の所管以外の業種にも拡大を目指す。厚生年金は法人や従業

員5人以上の個人事業主は加入義務がある。保険料は労使折半で払うが、保険料を逃れるために意図的に加入していない悪質な企業が後を絶たない。